

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービス重要事項説明書

〈令和 年 月 日現在〉

1 利用者(被保険者)

要介護認定区分	
要介護認定有効期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
認定審査会意見	

2 事業者

施設の名称	特別養護老人ホーム 倫尚園
指定番号	4070700119
施設の所在地	北九州市八幡西区馬場山東1丁目3番 22 号
管理者名	施設長 浦部倫太
利用定員	8 名
電話番号	093-617-5773
FAX番号	093-618-8455
サービスを提供する地域	北九州市八幡西区

3 事業の目的と運営方針

- 事業所の従業者等が要介護状態にある利用者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供します。
- 事業者は、利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。
- 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

4 施設の概要

建物			
敷地	4,762 m ²	特浴・個浴室	40 m ²
構造	鉄筋コンクリート造 4階建(耐火建築)	機械浴室	47 m ²
		さくら棟1階食堂	27 m ²
延べ床面積	3,879 m ²	さくら棟2階食堂	110 m ²
居室	4人部屋 2室 66m ²	機能訓練室	141 m ²
その他設備	面談室 談話室 館内カメラ・防犯カメラ	医務看護師室	33 m ²
		ふれあい棟 食堂兼ダイルーム	84 m ²

職 員						
職 種	雇用人数 (常勤換算)	指定 基準	社会福 祉主事	主な職種の勤務形態		
管 理 者	1	1	－	介護員	A (7:00～16:00)	3 交 替
生活相談員	1以上	1	－		B (9:00～18:00)	
介護職員	32以上	32	－		C (10:00～19:00)	
看護職員	4以上	3	－		D (15:10～24:10)	
機能訓練指導員	1以上	1	－		E (00:00～ 9:00)	
介護支援専門員	1以上	1	－	看護師	A (7:00～16:00)	
医 師	0. 1以上	0. 1	－		C (9:30～18:30)	
管理栄養士	1以上	1	－		D (10:30～19:30)	
				医 師	火・水・金(12:00～14:00)	
				相談員	B (9:00～18:00)	
					C (9:30～18:30)	
職 種	職 務 内 容					
管 理 者	施設運営・管理に関する業務全般を総括し、職員を指導監督します。					
生活相談員	利用者の個別的介護方針を定め適切な介護及び生活相談を行うとともに、利用者の生活意欲増進の為、行事等の実施に努めます。					
介護職員	常に利用者の身体的及び精神的状況に留意し、且つ利用者の個別的特性を充分把握して、その援助並びに介護に努めます。					
看護職員	常に利用者の健康状況に注意し、疾病の早期発見・予防等健康保持の為、適切な措置をとるとともに、万一利用者が治療若しくは入院を必要とする場合は、その都度医師の指示を受け処置し、経過を報告する等医療処置の万全に努めます。					
機能訓練指導員	各職種と連携し、利用者の減退機能の回復又は減退防止の為の訓練を行います。					
介護支援専門員	利用者及び家族の希望、解決すべき課題に基づき介護計画の原案を作成し、必要に応じて計画の変更を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援します。					
医 師	利用者の健康管理及び医療処遇にあたりとともに、施設の医療部門を分掌し、職員の健康状態にも留意し、その指導管理にあたります。					
管理栄養士	利用者の身体的特性、嗜好、栄養等に充分考慮して献立表を作成し、その状況を明らかにするとともに食品衛生管理に努めます。					

※介護、看護職員合計の人員配置は、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の職員も含めた数で、利用者3人に対して1人以上の職員を配置します。

※当施設は、ご利用者の安全確保を目的に、施設共用部(廊下等)に館内カメラ・屋外に防犯カメラを設置しています。

5 サービスの内容

種 類	内 容			
食 事	・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。 (食事時間) (可能な限りご希望の時間に配慮いたします。) 朝食: 7:45～ 8:30 昼食: 11:45～13:00 夕食: 17:30～19:00			
排 泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。			
入 浴	・年間を通じて週3回の入浴または清拭を行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。			
離床、着替え	・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。			
整容等	・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 ・リネン交換は、週1回、寝具の消毒は、適宜実施します。			
機能訓練	・機能訓練指導員(所有資格看護師)による利用者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。 ・月曜～金曜(10:00～16:00)			
短期入所生活介護計画の立案	・利用期間が4日以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者及びその家族に説明し同意を得ます。			
生活相談	・生活相談員をはじめ従業員が、日常生活に関すること等の相談に応じます。			
健康管理	・利用中の医療機関の受診は、基本のご家族に対応いただきます。 ただし、ご利用開始後必要に応じ、健康状態を把握するため、嘱託医へ外来し受診する場合がございます。			
事故発生時の対応	・サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行います。			
主なレクリエーション予定	1月	元旦祝賀	7月	七夕祭
	2月	節分	8月	盆供養
	3月	ひな祭り	9月	お月見
	4月	開園記念日 花見	10月	体育の日
	5月	端午の節句 母の日	11月	文化の日
	6月	父の日	12月	クリスマス 餅つき

6 利用者負担金

(1) 利用者負担金は次のとおりです。

		算定根拠(単位／日)				1日あたり			
		介護報酬単位 (a)	サービス提供体制加算 (I)(b)	夜勤職員配置加算 (c)	処遇改善加算 (d)	サービス費 (10割)	利用者負担金 (1割)	利用者負担金 〔2割〕	利用者負担金 【3割】
保 険 適 用	要支援1	451	22	—	66	5,481円	549円	1,097円	1,645円
	要支援2	561	22	—	82	6,763円	677円	1,353円	2,029円
	要介護1	603	22	13	89	7,393円	740円	1,479円	2,218円
	要介護2	672	22	13	99	8,197円	820円	1,640円	2,460円
	要介護3	745	22	13	109	9,041円	905円	1,809円	2,713円
	要介護4	815	22	13	119	9,854円	986円	1,971円	2,957円
	要介護5	884	22	13	129	10,658円	1,066円	2,132円	3,198円
	送迎費 (片道)	184	—	—	26	2,135円	214円	427円	641円
保 険 適 用 外	食 費	1日 1,445円 (内訳) 朝食401円 昼食522円 夕食522円							
	滞在費	1日 915円							

※介護報酬単位、サービス提供体制加算(I)、夜勤職員配置加算を合計し、この合計した単位に処遇改善加算 14.0%をかけた単位を加え、地域加算(1単位＝10.17円)をかけて計算した金額の1割〔2割〕【3割】が負担金となります。

計算方法… $((a+b+c)+(a+b+c) \times 14.0\%) \times 10.17 \times 10\%$ 〔20%〕【30%】

※食費及び滞在費については所得段階に応じて補足給付が行われます。

(介護保険負担限度額認定証により)

- ① サービスが介護保険適用を受ける場合は、原則としてサービス費の1割〔2割〕【3割】をお支払いいただきます。
- ② サービスが介護保険の適用を受けない部分については、サービス費全額(10割)をお支払いいただきます。
- ③ 保険料の滞納などにより、サービス費の1割〔2割〕【3割】「利用者負担金」で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額をお支払いいただき、後日、保険者から保険給付の払い戻しを受ける手続きが必要となります。

(2) 利用者負担金のほかに利用者は、サービスの利用によって下記の利用料金をお支払いいただきます。

種 類	利用者負担金	備 考
特別な送迎	円	サービス実施地域以外に居住する場合など
理容・美容	・理 容 1回 1,980 円 ・美 容 1回 1,980 円	パーマ、毛染め、髭剃りは別途料金がかかります
日常生活に要する費用で本人負担となるもの	要した費用の実費	

(3) 利用者負担金は、退所時に現金でお支払いいただきます。

(4) 事業者は、利用者から利用者負担金の支払いを受けた時は、領収書を発行します

7 キャンセル規定

(1)利用者の都合によりサービスをキャンセルする場合は、次のキャンセル料を支払うものとします。

利用日の2日前までにキャンセルの場合	無 料
利用日の前日にキャンセルの場合	利用者負担金の50%
当日にキャンセル・連絡がない場合は全額負担いただきます。	

(2)キャンセル料は、現金でお支払いいただきます。

8 その他

(1)職員に対する心づけは、お受けできません。

9 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム倫尚園消防計画」にのっとり対応を行います。			
近隣との協力関係	馬場山町内会(第10消防分団)と近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練等	別途定める「消防計画」にのっとり年2回以上夜間及び昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	9個所
	避難階段	3個所	屋内消火栓	あり
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	56 個所	漏電火災報知機	あり
	ガス漏れ報知機	あり	非常用電源	あり
	カーテン布団等は防災性能のあるものを使用しております。			
消防計画等	消防署への届出日:平成24年11月1日 防火管理者:浦部 倫太			

10 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等があった場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

主治医・ご家族・居宅介護支援事業者の連絡先をご記入ください。

主治医		医院名・氏名					
		電話					
ご家族①	氏名			ご家族②	氏名		
	電話				電話		
居宅介護支援事業者		事業所名・氏名					
		電話					

11 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、速やかに応急処置を行うとともに、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には損害賠償を速やかに行います。

12 身体拘束等適正化について

事業者は、原則として利用者に対し、生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等及びその他の行動を制限することを行いません。

身体拘束等適正化に向け、身体拘束等を行わない環境づくりに取り組み、また、緊急やむを得ない場合においても手順を遵守し、最小限に抑え、早期解除に向けて取り組みます。

13 ハラスメント対策

事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置をします。

2 利用者、その家族または身元保証人等からの事業所やサービス従事者、その他関係者に対して故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、サービスのご利用を一時中止及び契約を解除させていただく場合があります。

14 虐待防止の為の措置

事業者は、虐待防止又は再発防止の為の措置として必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催し、その内容を職員に周知徹底します。
- ② 虐待防止の為の指針を整備します。
- ③ 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- ④ サービス提供中に、職員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見又は相談を受けた場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

15 衛生管理及び感染症対策

事業者は、利用者と施設の衛生管理に努めるとともに、感染症が発生又はまん延しない為に必要な措置を講じます。

- ① 感染予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催し、その内容を職員に周知徹底します。
- ② 感染予防及びまん延防止の為の指針を整備します。
- ③ 職員に対して、感染予防及びまん延防止の為の定期的な研修及び訓練を実施します。

16 業務継続計画の策定等

事業者は、感染症や非常災害発生時において、サービス提供の継続的な実施及び非常時の体制で早期業務再開を図る為の計画を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- ① 職員に対して、業務継続計画について周知するとともに、定期的な研修及び訓練を実施します。
- ② 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17 苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室	窓口担当者：主任生活相談員 下川 暢之 窓口担当者：生活相談員 中村 佑子
ご利用時間	月～土曜日 10時00分～18時00分
ご利用方法	電話 093-617-5773 及び 面談

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

北九州市八幡西区 介護保険係	所在地：北九州市八幡西区黒崎三丁目15-3コムシティ4階
	電話番号：093-642-1446
	FAX：093-642-2941
	対応時間：平日 午前8時30分～午後5時

福岡県国民健康保険 団体連合会(国保連)	所在地：福岡市博多区吉塚本町13-47
	電話番号：092-642-7859
	FAX：092-642-7857
	対応時間：平日 午前9時～午後5時

18 個人情報保護について

事業所が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努力するとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、基本規則等に従い、個人情報の保護を図ります。

19 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

医療機関の名称	佐々木病院
所在地	北九州市八幡西区吉祥寺町9-36
電話番号	093-617-0770

医療機関の名称	浦部内科・放射線科医院
所在地	北九州市八幡西区馬場山東1-3-22
電話番号	093-619-5200

医療機関の名称	たかむら歯科医院
所在地	北九州市八幡西区里中3丁目1-3-1F
電話番号	093-613-5106

20 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ず面会簿に記入してください。 来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。
外出	外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申出てください。
居室・設備 器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫煙・飲酒	喫煙は定められた場所以外ではお断りします。特に居室では喫煙できません。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	原則、自己管理及びご家族管理していただきます。
現金等の管理	原則、ご家族で管理していただきます。施設へ金銭管理を依頼される場合は別途ご相談ください。
宗教活動・ 政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
禁止行為	職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為) 職員に対する精神的暴力(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為) 職員に対するセクハラ(性的要求、好意的態度の要求等、性的いやがらせ)

21 損害賠償責任保険

賠償すべき万一の事故が発生した場合に備え、下記の損害賠償責任保険に加入しています。

保険会社	あいおいニッセイ同和損保
保険内容	介護保険・社会福祉事業者総合保険 ●基本補償(対人賠償・対物賠償・受託物賠償)

22 第三者による評価の実施状況等

第三者評価の実施有無		なし	
実施機関名		－	
実施年月日	－	結果の公表	－

23 事業者(法人)概要

名称・法人種別		社会福祉法人 倫尚会
代表者名		浦部 倫太
法人所在地・連絡先		北九州市八幡西区馬場山東一丁目3番22号 TEL:093(617)5773 FAX:093(618)8455
法人運営事業所	サービスの種類	介護保険事業所番号
特別養護老人ホーム倫尚園	特別養護老人ホーム	4070700119
	短期入所生活介護	
倫尚園デイサービスセンター	通所介護	4070700127
倫尚園在宅介護支援センター	居宅介護支援	4070700028
倫尚会ホームヘルプステーションオアシス	訪問介護	4070700358
特別養護老人ホーム第二倫尚園	地域密着型特別養護老人ホーム	4070701695
グループホーム倫尚園	認知症対応型老人共同生活介護	4070701760
養護老人ホーム倫尚園	養護老人ホーム	—

令和 年 月 日

短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)サービスの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書に基づいて重要な事項を説明しました。

〈 事業者 〉

所 在 地 北九州市八幡西区馬場山東1丁目3番22号

事業所名 特別養護老人ホーム 倫尚園 (指定番号 4070700119)

管理者氏名 施設長 浦 部 倫 太 印

〈 説明者 〉

所 属 特別養護老人ホーム 倫尚園

氏 名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)サービスについて契約内容及び重要事項説明を受けました。

〈 利用者 〉

住 所

氏 名 印

〈利用者代理人(選任した場合)〉

住 所

氏 名 印

続 柄